

第3期

桑名市省エネオフィスプラン

桑名市地球温暖化対策実行計画

～事務事業編～



令和7年(2025年)11月

桑名市

■目次

はじめに	1
桑名市ゼロカーボンシティ宣言	2
桑名市役所温暖化対策基本方針	3
第1章 気候変動の影響と国内外の動向	4
1 気候変動の影響	4
2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	4
3 地球温暖化対策を巡る国内の動向	4
第2章 基本的事項	7
1 計画策定の背景と趣旨	7
2 計画の目的	7
3 計画の期間	8
4 計画の範囲	8
5 対象とする温室効果ガス	8
6 上位計画及び関連計画との位置付け	9
第3章 温室効果ガス（CO ₂ ）の排出状況と排出削減目標	10
1 CO ₂ 排出量削減の現状	10
2 CO ₂ 排出量の削減目標	12
第4章 CO ₂ 排出量以外の排出状況と排出削減目標	13
1 CO ₂ 排出量以外の現状	13
2 CO ₂ 排出量以外の削減目標	13
第5章 目標達成に向けた取り組み	14
1 取り組みの基本方針	14
2 政府実行計画での取り組み	14
3 削減に向けての具体的取組(個別)	14
4 削減に向けての具体的取組(施設・設備)	19
5 チェックシートの作成	20
6 実績報告	20
7 管理	20

第6章 進行管理・推進体制	22
1 進行管理(桑名市地球温暖化対策委員会の設置)	22
2 推進体制(桑名市地球温暖化対策推進員の任命)	22
3 省エネオフィスプランの教育訓練	22
第7章 点検・評価	23
1 点検・評価	23
2 実施状況の公表	23
桑名市地球温暖化対策委員会設置要綱	24
資料編	26
別表1 組織図 課等及び出先機関	26
別表2 組織図 課等及び出先機関	28
別表3 エネルギー使用量等報告書	36
別表4 環境配慮型イベント実施記録 (対象:500人以上のイベント開催時)	37
別表5 公共工事に係る環境配慮事項集計表 (対象:50万円以上の工事実施時)	39
別表6 フロン類漏えい量報告書 (対象:業務用エアコン・冷蔵庫等を所有する所属)	41

はじめに

このたび、2028年度までの桑名市の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「第3期桑名市省エネオフィスプラン(桑名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、桑名市においても、極端な大雨や、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。

また、三重県においても、2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言されました。2023年3月に改訂された「三重県地球温暖化対策総合計画」では、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から47%削減する目標に引き上げられ、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

桑名市においても、国内外の情勢を踏まえ、2021年3月に2050年CO₂(二酸化炭素)実質排出ゼロを目指す「桑名市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、市民の命と暮らしを守り、未来を創る子どもたちの為に、ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民や民間事業者等と連携し取り組んでいるところです。

2024年3月に策定した「桑名・員弁広域環境基本計画」内に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を盛り込み、桑名地区で温暖化対策を進めていく中で、桑名市としても地球温暖化対策に取り組んでまいります。

2024年(令和6年)3月

桑名市長 伊藤 徳宇



本物力こそ桑名力

桑名市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化の影響とみられる異常気象によって、毎年のように地球規模で甚大な災害などが発生しています。そのため、私たちの取巻く環境は大きく変化し、生命や財産を脅かす「気候危機」の状況にあります。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるように努力する」との目標が国際的に広く共有され、その実現には2050年までに温室効果ガスの実質排出をゼロにすることが必要とされました。

桑名市においては「本物力こそ、桑名力」を基本理念とし、「快適な暮らしを次世代にも誇れるまち」の実現のため、取り組んでいるところであり、SDGsの取り組みと同様、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりを目指しています。

本市は、市民の命と暮らしを守り、未来を創る子どもたちの為に、再生可能エネルギーの地産地消を始め、従来の発想にとらわれない積極的な対策を行いながら、市の環境と経済の好循環を生み出す様々な環境施策を推進します。

2050年までに本市からの二酸化炭素の排出実質ゼロを目指し、ゼロカーボンシティの実現に向けて、市民や民間事業者等と連携し取り組むことを、ここに宣言します。

令和3年3月24日

桑名市長 伊藤 徳宇



桑名市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

桑名市役所温暖化対策基本方針

《基本理念》

21世紀の地球環境には、地球温暖化や生態系の危機など多くの課題が顕在化しています。

これら地球環境問題の解決に向けて、市民、事業者、行政などすべての関係者の参加と協働のもと、地球規模で考え、地域で行動する取組を通じて、環境にやさしく持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

桑名市役所では、以下の行動指針に基づいて事務事業における環境配慮に率先して取組、環境と共生した持続可能な社会の実現のため、環境にやさしい取組を定め、地球温暖化対策を推進します。

《行動指針》

桑名市は、基本理念の実現に向けて次の取組を推進します。

1. 市の事務事業における温室効果ガスの総排出量を削減します。
2. 施設等におけるエネルギー（電気、燃料、熱等）の使用量を削減します。
3. 施設の新設及び更新の際は、LED照明などの省エネルギー及び新エネルギー設備の導入に努め、エネルギー使用量の低減を図ります。
4. エコドライブの取組等を通じて、公用車及び通勤車における燃料使用量を削減します。
5. 市の事務事業におけるごみの排出量を削減します。
6. 温暖化対策基本方針及び本システムの運用成果は、随時公表します。

第1章 気候変動の影響と国内外の動向

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年1月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努める

ものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典:環境省(2021)「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減(2013年度比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年12月28日時点においては1,013地方公共団体と加速度的に増加しています。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2025年9月30日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする**1188自治体**（46都道府県、660市、22特別区、399町、61村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。

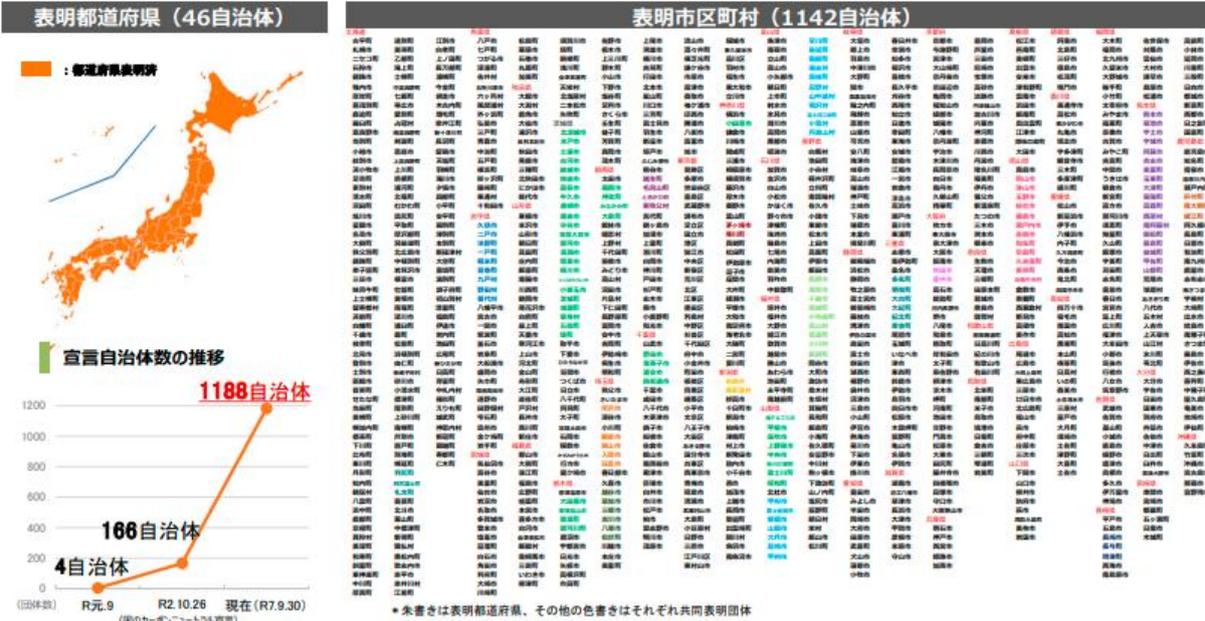


図 1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典: 環境省「地方公共団体における 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

第2章 基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、1997年12月に採択された京都議定書において、日本の温室効果ガスの削減目標が決められました。

これに伴い、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)」が制定され、地方公共団体が温室効果ガス抑制のための計画を策定することが義務付けられました。

一方、桑名市では、2002年に市役所自らが事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動である「桑名市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

また、同年に環境マネジメントシステムを構築し、ISO14001の認証を取得しました。その後、2009年にISO認証を返還し、2014年に地球温暖化防止実行計画と環境マネジメントシステムを一本化した「桑名市省エネオフィスプラン」を策定しました。

2014年度から2018年度までの5年間を期間とした同計画において、二酸化炭素排出量が順調に減少していること等から、引き続き「第2期桑名市省エネオフィスプラン」として2019年に改訂しました。

同計画の期間中に国は、2021年10月に、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標を定められました。

今回は2024年度から2030年度までの7年間を期間とした、「第3期桑名市省エネオフィスプラン(桑名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))」の改訂ですが、国の削減目標を見据えながら定めています。

今後も、地球温暖化防止に向けた取組を一層推進するため、この計画を積極的に展開していくものとしてします。

2 計画の目的

市役所の事務事業は、オフィス活動にとどまらず、上下水道事業、学校の運営等の事業を併せ持つことから、温室効果ガスの大きな排出源となっています。

桑名・員弁広域環境基本計画の基本方針である「地球を守る 脱炭素の社会づくり」の実現を目的として、市役所が率先して温室効果ガスの抑制を目指し、市域からの排出抑制に寄与するため、具体的な取組事例や推進体制を定めるものです。

また、本計画は、温対法第21条の規定に基づき策定し、エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)の削減目標を達成することを目指した計画とするとともに、地球温暖化対策のみならずグリーン購入や3Rの推進、照明のLED化等、幅広い環境保全対策を計画的に推進することを目的とします。

3 計画の期間

国が策定している「地球温暖化対策計画」においては、中期的な目標年度を 2030 年度としています。これに準じて、計画期間は 2024 年度から 2030 年度までとし、取組状況を検証しながら5年目の 2028年度に見直しを行うこととします。

また、基準年度は、第2期省エネオフィスプランでは基準年度を 2017 年度としていましたが、国の計画においては 2013 年度が基準年度となっているため、国の計画との整合を図るため、2013 年度を基準年度として採用します。

項目	年度										
	2013	…	2015	…	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準年度				計画開始				計画見直し		目標年度
計画期間					→						
桑名市総合計画			→								

図 2 計画期間のイメージ

4 計画の範囲

適用範囲:桑名市が行う全ての事務・事業を対象とします。

適用組織:市長部局・上下水道部・教育委員会の各組織・各施設

(別表1及び別表2に示す組織・施設及び活動とします。)

※省エネ法において、各事業者毎に国への定期報告が義務付けられており、上下水道部・教育委員会は個別の事業者番号を保有しているため、個別の組織として表記します。

適用職員:正規職員

適用組織内の会計年度任用職員、外部職員、常駐の業務委託者(指定管理者を含む。)

ただし、正規職員以外は所管課を通じ、本計画に沿った取り組みを実践するよう要請します。

5 対象とする温室効果ガス

温対法第 2 条第 3 項に定められた 7 種類の温室効果ガスのうち、本計画で削減の対象とする温室効果ガスは、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします。温室効果ガスの排出量については、桑名・員弁広域環境基本計画においても 2 市 2 町の共通取組として掲げており、2030 年までに 2013 年排出量の約半減を目指しています。

表 2 対象とする温室効果ガスの一覧

温室効果ガスの種類	排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	電気・ガス・燃料等の使用	1

出典:国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」

6 上位計画及び関連計画との位置付け

第3期桑名市省エネオフィスプラン(桑名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))は、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び桑名市総合計画に即して策定します。

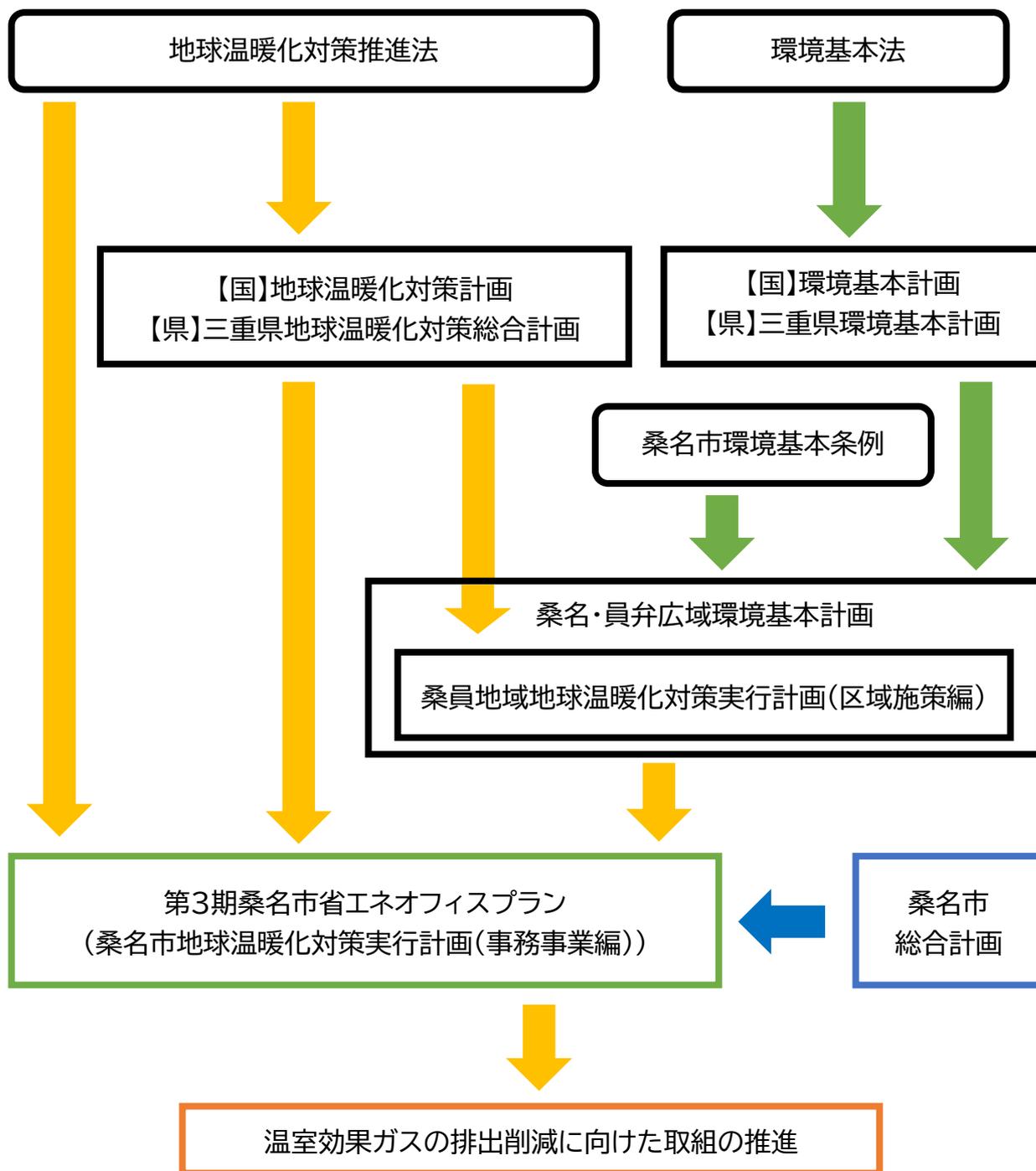


図 3 第3期桑名市省エネオフィスプラン(桑名市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))の位置付け

第3章 温室効果ガス(CO₂)の排出状況と排出削減目標

1 CO₂ 排出量削減の現状

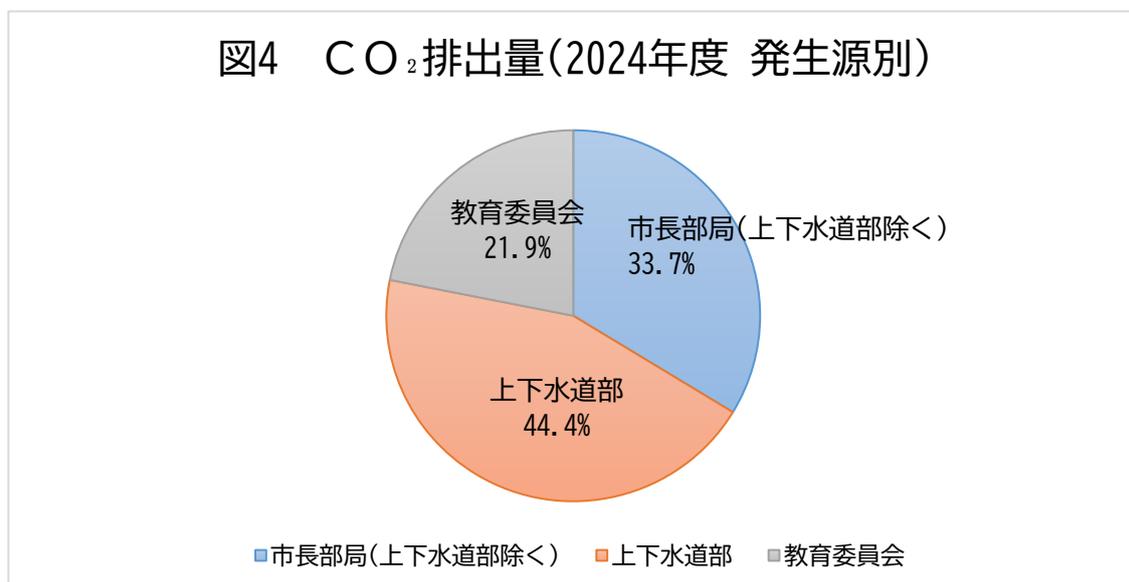
1)本市の CO₂ 排出量の現状

桑名市の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、17,776t-CO₂です。2024年度における部局別の CO₂ 排出量は次表のとおりです。

表3 2024年度 部局別 CO₂ 排出量(単位:t-CO₂) ※1

発生源別	CO ₂ 排出量	構成比
市長部局	4,670	33.7%
上下水道部	6,162	44.4%
教育委員会	3,041	21.9%
合計	13,873	100.0%

図4 CO₂ 排出量(2024年度 発生源別)



2024 年度の CO₂ 総排出量は 13,873t-CO₂ であり、上下水道部が全体の 44.4% を占めて最大となっています。次いで、本庁舎を含めた市長部局(上下水道部除く)、学校施設のある教育委員会と続きます。

2)CO₂排出量の削減に向けてのこれまでの取組状況

本市の事務事業におけるCO₂排出量の削減結果は、2024年度において13,873t-CO₂となり、2013年度(基準年度)の17,776 t-CO₂に比べて約21.9%減少しています。

なお、年度別CO₂排出量は下記のとおりです。

表4 年度別推移(第1期桑名市省エネオフィスプラン期間)

単位:t-CO₂

年度	2012年度 (基準年度)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
CO ₂ 排出量	18,545	17,474	17,191	16,226	15,597	15,056

表5 年度別推移(第2期桑名市省エネオフィスプラン期間)

単位:t-CO₂

年度	2017年度 (基準年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
CO ₂ 排出量	15,597	14,342	14,150	12,623	12,293	12,666

表6 年度別推移(第3期桑名市省エネオフィスプラン期間)

単位:t-CO₂

年度	2013年度 (基準年度)	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
CO ₂ 排出量	17,776	13,873						

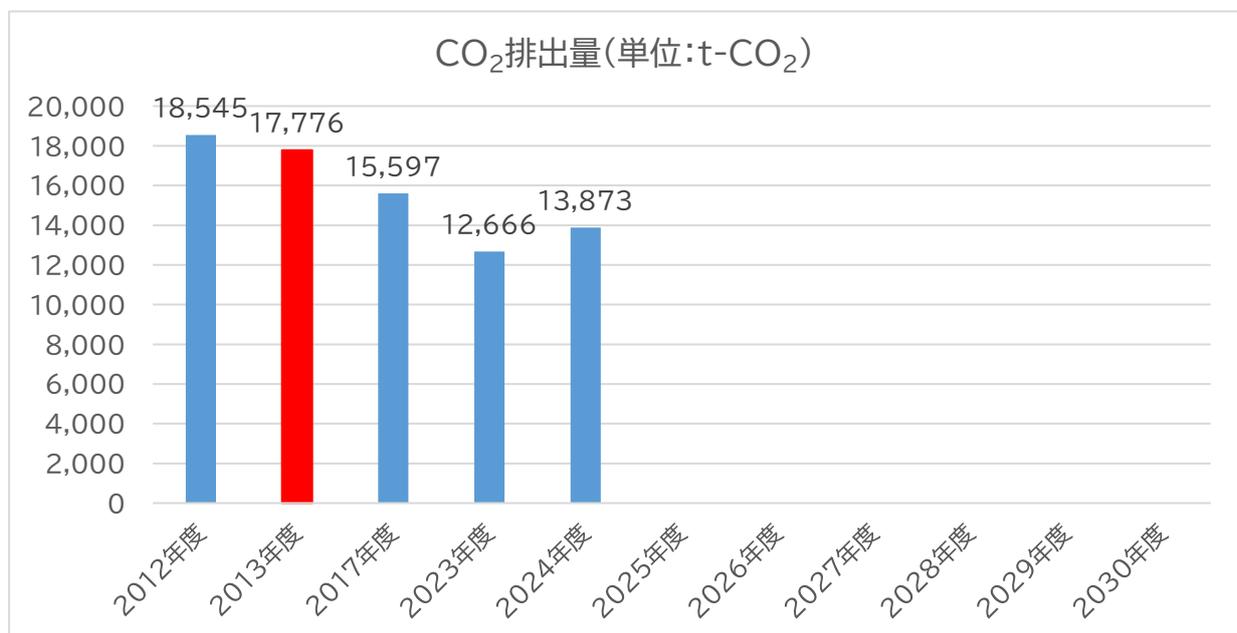


図5 CO₂排出量の推移

2 CO₂排出量の削減目標

CO₂排出量については、基準年度(2013年度)比で52%削減することを目標とします。

表 7 温室効果ガスの削減目標と直近年度の実績値

項目	基準年度 (2013年度)	目標年度 (2030年度)	実績値 (2024年度)
温室効果ガスの排出量	17,776 t-CO ₂	8,532 t-CO ₂	13,873 t-CO ₂
削減率	—	52%	21.9%

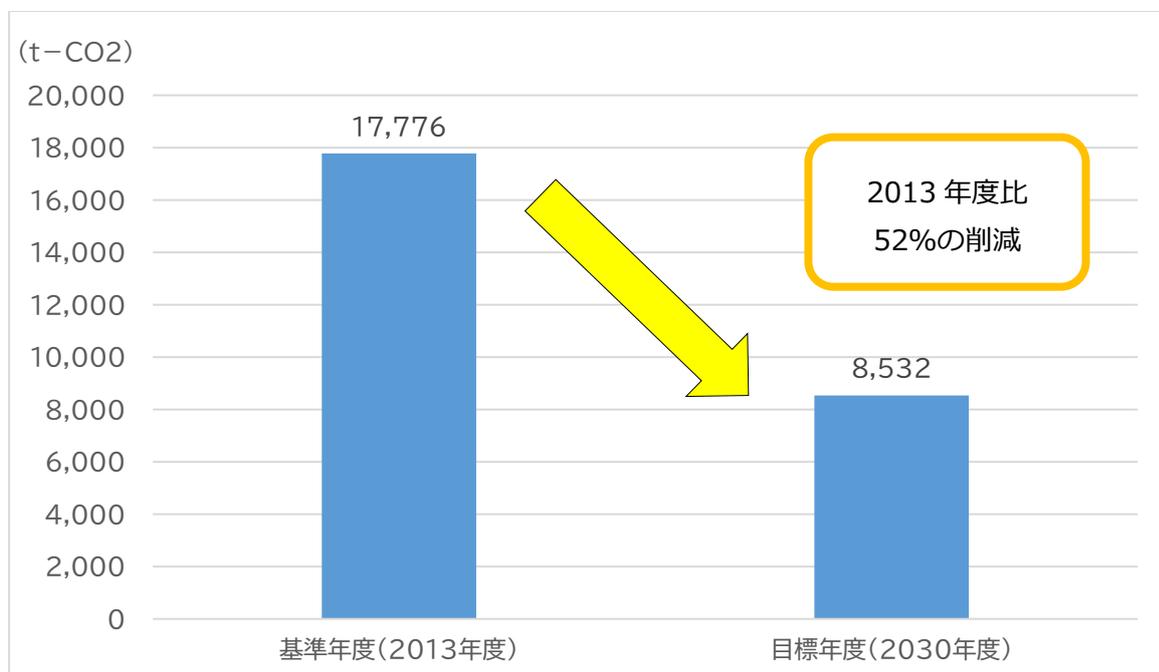


図 6 温室効果ガスの削減目標

第4章 CO₂ 排出量以外の排出状況と排出削減目標

1 CO₂ 排出量以外の現状

1)本市の CO₂ 排出量以外の現状

本市の事務事業における CO₂ 排出量以外の 2024 年度における実績は次表のとおりです。

表 8 削減項目ごとの実績値

	実績値(2024 年度)	内 容
1. 電気使用量(kWh)	26,434,273	庁舎等における電気使用量
2. 公用車燃料使用量(ℓ)	114,970	車両における燃料使用量
3. 廃棄物排出量(kg)	26,313	庁舎等から排出される廃棄物排出量
4. 用紙使用量(枚)	14,247,506	コピー用紙・印刷機用紙の総使用枚数
5. 水道使用量(m ³)	269,280	庁舎等における水道使用量

2 CO₂ 排出量以外の削減目標

本市の事務事業における CO₂ 排出量以外の削減目標に対する結果は、現在 4 項目において目標を達成しています。

なお、第3期計画期間内における CO₂ 排出量以外の削減目標値は下記のとおりです。

表 9 二酸化炭素排出量以外の削減目標

削減項目	目標値(2030 年度)	目標値
1. 電気使用量	25,298,661	14.1%以上削減
2. 公用車燃料使用量	194,155	
3. 廃棄物排出量	61,158	
4. 用紙使用量	17,855,720	
5. 水道使用量	294,623	2022 年度レベル維持

表10 削減項目ごとの基準値と直近年度の実績値

	基準値 (2013 年度)	実績値 (2024 年度)	削減率
1. 電気使用量(kWh)	29,451,293	26,434,273	10.2%
2. 公用車燃料使用量(ℓ)	226,024	114,970	49.1%
3. 廃棄物排出量(kg)	71,197	26,313	63.0%
4. 用紙使用量(枚)	20,786,636	14,247,506	31.5%
5. 水道使用量(m ³)	294,623 ※2022 年度実績	269,280	8.6% (2022 年度実績を維持)

第5章 目標達成に向けた取り組み

1 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

2 政府実行計画での取り組み

政府実行計画では、表 11 に示された取組が示されています。

表 11 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・更新 については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

3 削減に向けての具体的取組(個別)

基本方針に基づき、取組の実効性を高めるため、職員一人ひとりの環境への意識を高め、実践することが重要であることから、次の具体的取組のとおり実行し、環境負荷の低減に努めるものとします。

表12 削減に向けての具体的取組(個別)

【電気使用量の削減】

項目	内容
照明	事務室等の照明は必要最小限にします。
	各職場での朝・昼・帰りの不要な照明のチェックを行い、省エネ活動を順守します。
	離席時はこまめに照明を消灯します。

項目	内容
照明	昼休みや勤務時間外は、業務に支障のない範囲で一斉消灯を行います。
	毎週水曜日、金曜日のノー残業デーは速やかに退庁し、一斉消灯を行います。
	自然採光を取り入れ、照明の使用を抑制します。
	会議室、トイレ、給湯室等を使用しない時は消灯を徹底します。
	照明設備の清掃等、設備・機器の保守点検を定期的に行います。
空調	事務室等の室温は、暖房時19℃、冷房時28℃を目安に適切な温度設定を徹底します。
	空調機器の運転時間は業務時間とし、不要な運転は行いません。
	季節に応じてブラインドやカーテンを活用することで、窓際の断熱や遮熱を図り、空調使用の効率化に努めます。
	空調機器のフィルターの清掃等、設備・機器の保守点検を定期的に行います。
コンセント接続機器	OA機器(パソコンやプリンター、コピー機等)を長時間使用しない時は主電源を切ります。また、帰宅する際にはコンセントからプラグを抜きます。
	離席時や昼休みなどでパソコンを使わない場合(1時間以内)は、パソコンを閉じます。
	1時間以上パソコンを使わない場合は、電源を切ります。
	電気ポットや冷蔵庫の設定温度を適温に設定します。
	年末年始コンセントオフを実施し、消費電力の節約を図ります。
動力を要する機器	エレベーターの使用を控え、近くの階は各自の体調に応じて、健康管理の面からも積極的に階段を利用します。(3アップ4ダウン)
	自動販売機の設置台数の見直しや、省エネ型の自販機への切り替えを行います。
機器の更新・新規導入	OA機器、家電製品等を導入又は更新する際は、極力省エネルギー型のものに切り替えます。 また、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図ります。
その他	夏の省エネオフィスプラン(5～10月)及び冬の省エネオフィスプラン(12月～3月)として、暑さや寒さをしのぎやすい服装を心がける等、省エネ活動を推進します。

【公用車の適正な利用】

項目	内容
走行量の削減	近距離の移動には、支障のない限り徒歩又は公用自転車を利用します。
	目的地が重なる場合、課内や複数の課と調整して相乗りします。
	出かける前に走行ルートを確認し、無駄な走行を減らします。
	出張時は公共交通機関を利用し、できる限り公用車の使用を控えます。
燃費の改善	最初の5秒で時速20kmを目安に、やさしい発進を心がける「ふんわりアクセルスタート」
	車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努める「加減速の少ない運転」
	早めにアクセルから足を離して、エンジnbrakeを積極的に使う「早めのアクセルオフ」
	カーエアコンの使用を控えめにします。
	駐停車中は車のエンジンを切る「アイドリング・ストップ」
	暖機運転をせず、エンジンをかけたらすぐに出発します。
	タイヤの空気圧をこまめにチェックし、適正に保ちます。
	不要な荷物は積まないようにします。
車両の選択	<p>公用車を新規導入または代替導入する際には、電気自動車やハイブリッド車等の次世代自動車の導入に努めます。</p> <p>また、次世代自動車の導入が困難な場合は、必要最小限の大きさのもの（軽自動車等）や低燃費車を導入します。</p> <p>また、アイドリング・ストップ機能が搭載された車両を選択します。</p>
	可能な限り、燃費の良い車両を優先的に利用します。
その他	公用車使用後はすぐに、運転日報に走行量等を記録します。
	定期的に車両ごとの燃費を確認します。（走行量÷燃料使用量）
	毎月第一水曜日のノーマイカーデーを徹底します。

【水道使用量の削減】

項目	内容
節水の励行	蛇口をこまめに開閉します。
	ため洗いを実施します。
	使用水の再利用等に努めます。
	蛇口内の節水コマを計画的に取り替えます。

【用紙類使用量の削減】

項目	内容
用紙関係	両面印刷・縮小印刷・両面コピーを徹底します。
	ミスコピーの防止に努めます。
	会議資料や事務手続きの簡素化に努めます。
	軽易な文書や資料は、プリントアウトを控え、電子媒体を積極的に活用する等ペーパーレス化を推進します。
	ファイリングで資料の共有化を図ります。
印刷物関係	印刷物は配布先の見直しや在庫管理の徹底により、必要最小限度の部数とします。
	市民全体への周知を目的として作成する印刷物については、その内容等により、ホームページや広報紙への掲載等に切り替えます。

【廃棄物の削減】

項目	内容
ごみ発生の抑制	包装された製品の購入に当たっては、包装の簡略なものを選択するほか、できる限り詰め替え可能な製品を選択します。
	茶殻等、生ごみは水分をよく切ってからごみに出します。
	備品等は、修繕等により極力、長期間使用します。
	売店等で物品等を購入する際は、マイバックを持参し、レジ袋等の使用を控えるよう努めます。
	マイボトル・マイ箸等を持参することにより、使い捨て商品及び使い捨て包装の使用および購入を最小限にするよう努めます。

項目	内容
再利用の推進	個人情報の保護に十分留意し、ミスコピー紙や使用済用紙の裏面を内部文書やメモ用紙に再利用します。
	使用済封筒は、庁内送付文書等に再利用します。
	不要な物品等は、庁内LANで情報交換を行う等有効活用を図ります。
ごみの分別の徹底とリサイクルの推進	使用済み用紙は適正に分別し、再資源化します。
	可燃ごみと不燃ごみ、資源物との分別を徹底し、可燃ごみの量を減らします。

【イベント開催】

イベント開催時には環境に配慮した運営を行い、来訪者及びイベント関係者にも環境に配慮したイベント運営を心掛けるよう促します。

【工事等】

公共工事にあたっては、受注者に対して環境に配慮した工事施行に努めるよう要請します。

【グリーン購入の推進】

項目	内容
グリーン購入	「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、物品等の購入に当たっては、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを配慮して購入します。
	環境への負荷の状況については、物品等の生産から流通、使用、廃棄、リサイクルなどのライフサイクル全般を考慮します。
	環境物品等の購入に当たっては、物品等の合理的な使用等に努め、購入総量をできる限り抑制するものとし、特にグリーン購入を推進することによって物品等の購入量が増加しないようにします。
	購入された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努めます。
	間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施します。

4 削減に向けての具体的取組(施設・設備)

本庁舎をはじめとする公共施設を対象に、施設・設備の省エネルギー化を進めます。

- ・施設の新増設や改修に際しては、省エネルギー設計、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、雨水・処理水の有効利用を図るなど、温室効果ガス削減に資する最新技術を取り入れていきます。
- ・新エネルギーの導入コストは、徐々に下がっているものの依然として高く、省エネルギー改修に比べると費用対効果の面で劣ります。しかしながら、新エネルギーが市民や事業者に広く普及することで、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、地域のエネルギー自給率を高めることにもつながることから、本市においても率先的に新エネルギーを導入することが必要と考えられます。
- ・エネルギーを消費する設備である道路照明灯についても、新設や更新等の際にはLEDなどの効率の高いものを選択します。

表14 削減に向けての具体的取組(施設・設備)

【施設におけるエネルギー利用】

項目	内容
運用管理の見直し、強化	設備・機器の点検を定期的に行うなど、能力を最大限引き出します。
	設備・機器の設定変更により余分な負荷を減らします。
	夏季のピーク時間帯において、節電や処理工程の見直し等によりピークカットを行います(契約電力の低減にもつなげます)。
	設備・機器の管理、計測・記録及び保守・点検の方法を定めた管理標準を作成します。
設備投資	空調区画を細分化して、部分的な稼動が可能となるようにします。
	機器のインバータ化等により負荷に応じた運転を実施します。
	断熱化によりエネルギーロスを防ぎます。
	電力監視装置を導入し、デマンドコントロールを行います。
	白熱灯を電球型蛍光灯やLEDに交換します。
	屋外照明には、災害時にも利用が可能なソーラーLED灯の導入を検討します。
	誘導灯をLEDタイプに切り替えます。
	効率の悪い熱源機器を更新します。
	交換時期にあるファン・ポンプ駆動用ベルトを省エネタイプに交換します。
	コージェネレーションシステムの導入により、総合エネルギー効率を高めます。

項目	内容
設備投資	設備の燃料転換により、設備の能力を落とさずに二酸化炭素排出量を削減します（灯油⇒都市ガスへの転換等）。
	BEMSの導入やESCO事業の活用など、施設の大規模な省エネルギー化を行います。
	新エネルギーを導入します。

5 チェックシートの作成

- ① 対象職員は、毎月末、各課共用キャビネットに掲示してある電子ファイルのチェックシートに自らの行動を5段階評価し、更新する。
- ② 各課等の長又は施設の代表はチェックシートで評価に「2」又は「1」があった職員に対して、その原因を特定し改善するために、当該職員と面談を実施し、指導内容を「指導記録」欄に記載する。
- ③ チェックシートは基本的に電子ファイルとして保管し、印刷する必要はない。
- ④ チェックシートは事務局から提出の要請がある場合を除いて、提出する必要はない。

6 実績報告

- ① 省エネ法の削減目標達成のため、桑名市地球温暖化対策推進員は、毎月、各施設（別表2）のエネルギー使用の実態を「エネルギー使用量等実績報告書」（別表3）へ入力する。同報告書は電子データとし、所定の公開キャビネットに転送・保存したファイルを毎月更新しておく。指定管理施設の所管課推進員は指定管理施設のエネルギー使用量等を把握し同報告書に入力する。
- ② 500人以上が参加するイベントを開催した時は、「環境配慮型イベント実施記録」（別表4）へ入力する。実施記録は電子データとし、所定の公開キャビネットに転送・保存後、事務局へ報告する。
- ③ 50万円以上の工事を発注する際は、「公共工事に係る環境配慮指針」を受注者に渡し、当該指針に基づいた「環境配慮事項報告書」を提出させる。
推進員は「環境配慮事項報告書」を半年ごとに「環境配慮事項集計表」（別表5）に集計し、電子データとして所定の公開キャビネットに転送・保存後、事務局へ報告する。
- ④ 点検時にフロン類の漏えいがあった際は、「フロン類漏えい量報告書」（別表6）へ入力する。報告は電子データとし、所定の公開キャビネットに保存後、事務局へ報告する。

7 管理

- ① 所管する施設の設備等の保守管理にあたっては、環境法令（法令集・条例等）を遵守し、保守管理状況を把握するために契約書、申請・届出書、報告書等などは適正に管理する。
- ② 設備等の点検及び緊急事態発生時の対応手順については課等の長又は施設の管理者が作成し、適正に管理する。

【チェックシート】(年 月 ~ 年 月分)

No.	チェック項目	氏名	月	月	月
①	不要な照明は消灯します。				
②	空調の適正な室温管理をします。(夏季 28℃、冬季 19℃)				
③	エコスタイルを実施します。夏季のノー上着や冬季の重ね着などを心がけます。(クールビズ、ウォームビズの推進)				
④	パソコン等の OA 機器は省電力モードで使用し、長時間使用しない時は、主電源を切ります。				
⑤	退庁時、支障のない限り OA 機器のプラグをコンセントから抜くか、OAタップに接続して待機電源を切ります。				
⑥	エレベーターはできるだけ使用しません。(3アップ4ダウン)				
⑦	公用車はエコドライブを心がけ、出張等は公共交通機関を積極的に利用します。近距離移動は、徒歩又は公用自転車を利用します。				
⑧	毎月第一水曜日のノーマイカーデーはマイカー利用を自粛します。				
⑨	日常的な節水やガスの使用節減に努めます。				
⑩	「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づき、環境ラベリング対象製品を購入します。				
⑪	文書の共有化を徹底します。				
⑫	電子メディア、庁内 LAN の活用によりペーパーレス化を図ります。				
⑬	両面印刷・縮小印刷・両面コピー等、紙の使用節減に努めます。				
⑭	廃棄物の分別方法を確認し、ごみと資源の分別を徹底します。				
⑮	私物ごみは持ち帰ります。				

※対象職員は毎月末、自らの行動を 5 段階評価し、課等の長へメールで報告する。

☆指導記録

☆評価方法(点数制)

No.	指導記録	5	確実に実行できた(100%)
		4	ほぼ実行できた(80%)
		3	だいたい実行できた(60%)
		2	あまり実行できなかった(40%未満)
		1	実行できなかった
		-	該当しない

第6章 進行管理・推進体制

1 進行管理(桑名市地球温暖化対策委員会の設置)

桑名市地球温暖化対策委員会設置要綱に基づき、副市長を委員長、市民環境部長を副委員長、各部等の長を委員、環境対策課を事務局とする桑名市地球温暖化対策委員会(以下「委員会」という。)を設置し、計画の策定とその進行を管理する。

また、計画に掲げた取組を各職場で自主的に推進していくことが必要不可欠であることから、委員会に各部局の主管課長を幹事とする幹事会を置き、計画の実行を確実なものとする。

2 推進体制(桑名市地球温暖化対策推進員の任命)

各課等の長又は各施設の代表は職場での取組を管理・監督する。

課等の長は桑名市地球温暖化対策推進員(以下「推進員」という。)を1名選任し、計画の進行状況の把握と職員への環境保全行動の啓発に努め、実行力のある取組を行う。

3 省エネオフィスプランの教育訓練

地球環境保全に関する職員研修を実施し、温暖化対策への取組意欲を高揚させるとともに、地球環境保全意識の啓発を行う。

- ① 各課等の長及び施設の代表は年度当初から5月末までに省エネオフィスプラン全般に関する事項について職員研修を実施する。
- ② 事務局は新規採用職員に対し、5月末までに省エネオフィスプラン全般に関する事項について研修を実施する。

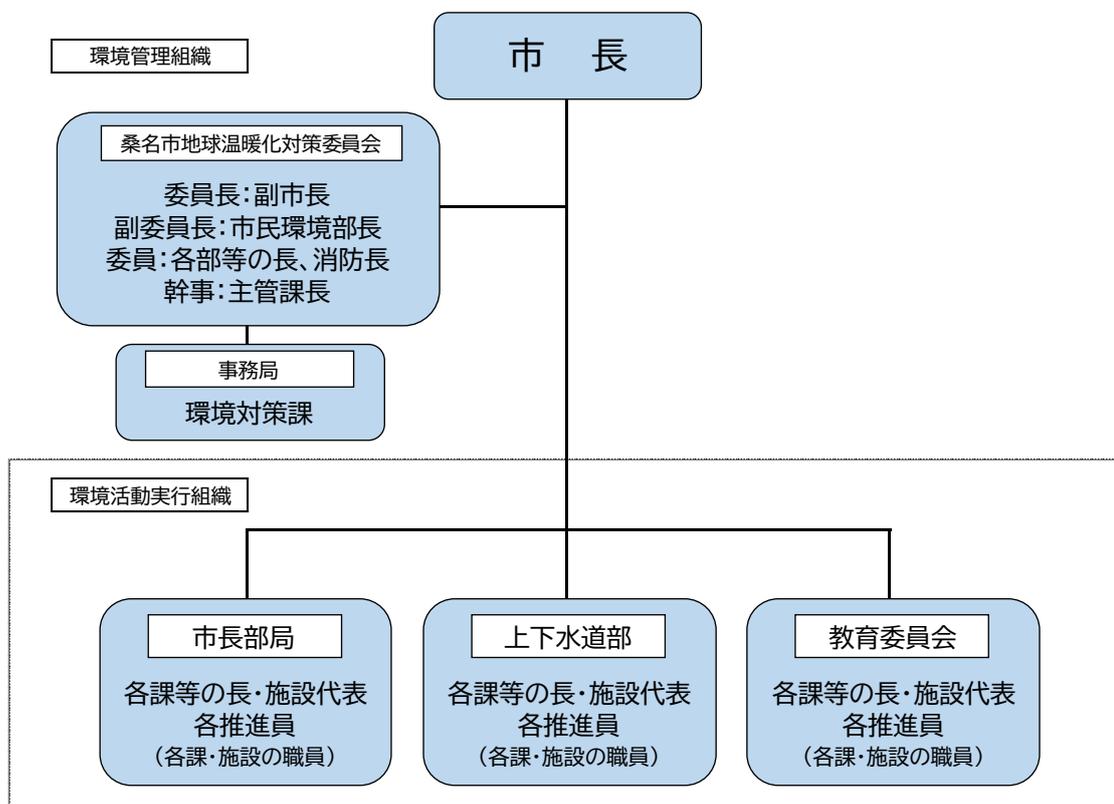


図 8 桑名市の環境管理組織

第7章 点検・評価

1 点検・評価

委員会は、本計画の対象となる施設・事務・事業の精査を行う。

また、対象となる施設・事務・事業毎の温室効果ガス排出量を把握・管理する推進員は、温室効果ガスの発生元となる活動その他について、エネルギー使用量等を調査、把握し、委員会に提出することとする。

委員会は、推進員より提出された実績値と本計画の目標を比較することにより、その達成度を評価し、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

2 実施状況の公表

計画の進捗状況は、ホームページや広報誌等を通じ広く公表する。

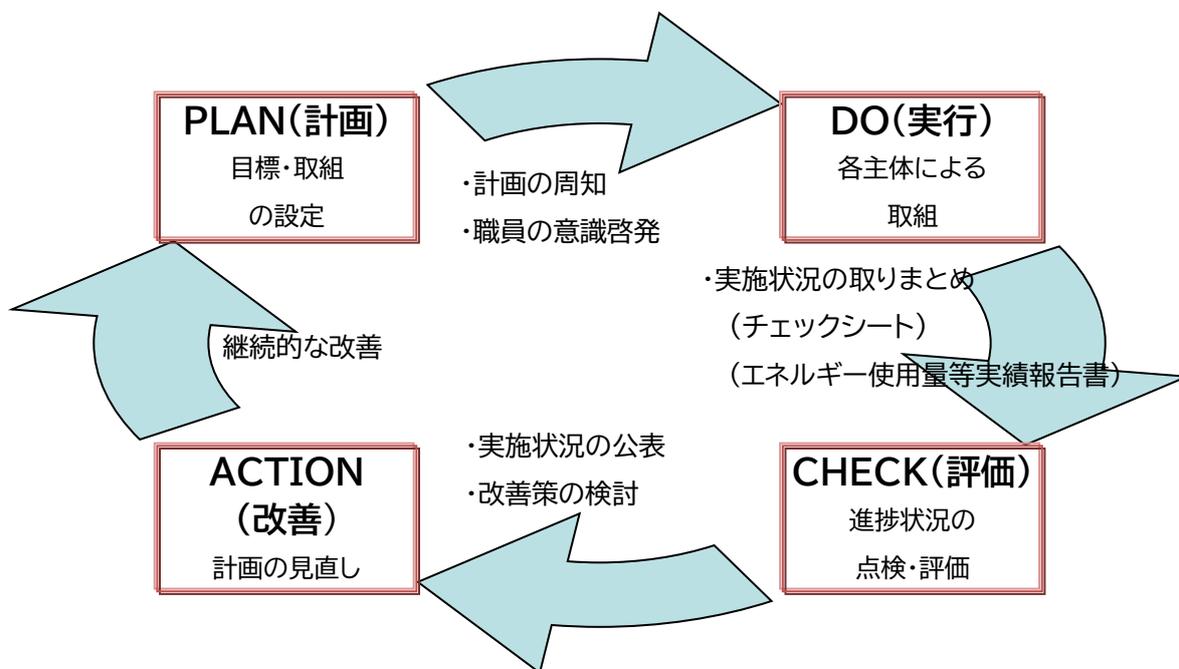


図 9 毎年のPDCAのイメージ

桑名市地球温暖化対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 20 年法律第 67 号)第 21 条の規程に基づく桑名市地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)を策定し、実行計画に従った事務事業の推進を図るため、桑名市地球温暖化対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の通りとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の進行管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は市民環境部長をもって充てる。
- 3 委員は、各部等の長、消防長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置く。

- 2 前項の幹事は、各部局主管課課長とする。

(幹事会)

第7条 委員会に幹事会を置き、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 幹事会は、委員会の指示により実行計画の素案を作成するとともに、実行計画の進行管理について調査し、委員会に報告する。

3 幹事会は、委員会の指示により温室効果ガス総排出量の調査を行い、委員会に報告する。

(温暖化対策推進員)

第8条 各課等の長又は各施設の代表は職場での取組を管理・監督する。

2 課等の長は桑名市地球温暖化対策推進員を1名選任し、計画の進行状況の把握と職員への環境保全行動の啓発に努める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民環境部環境対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 14 年5月 21 日から施行する。

2 この要綱は、平成 19 年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成 23 年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成 30 年4月1日から施行する。

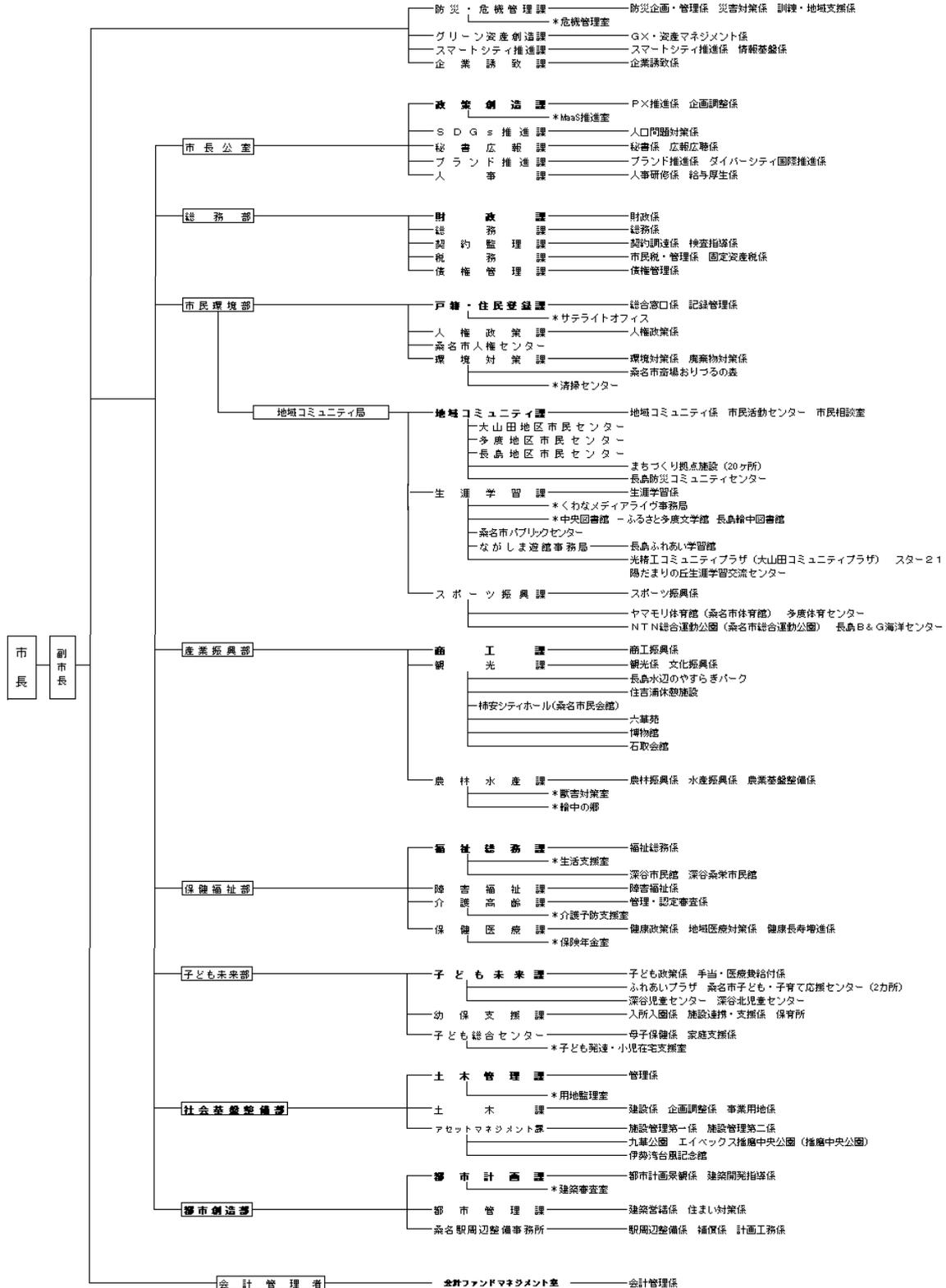
6 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

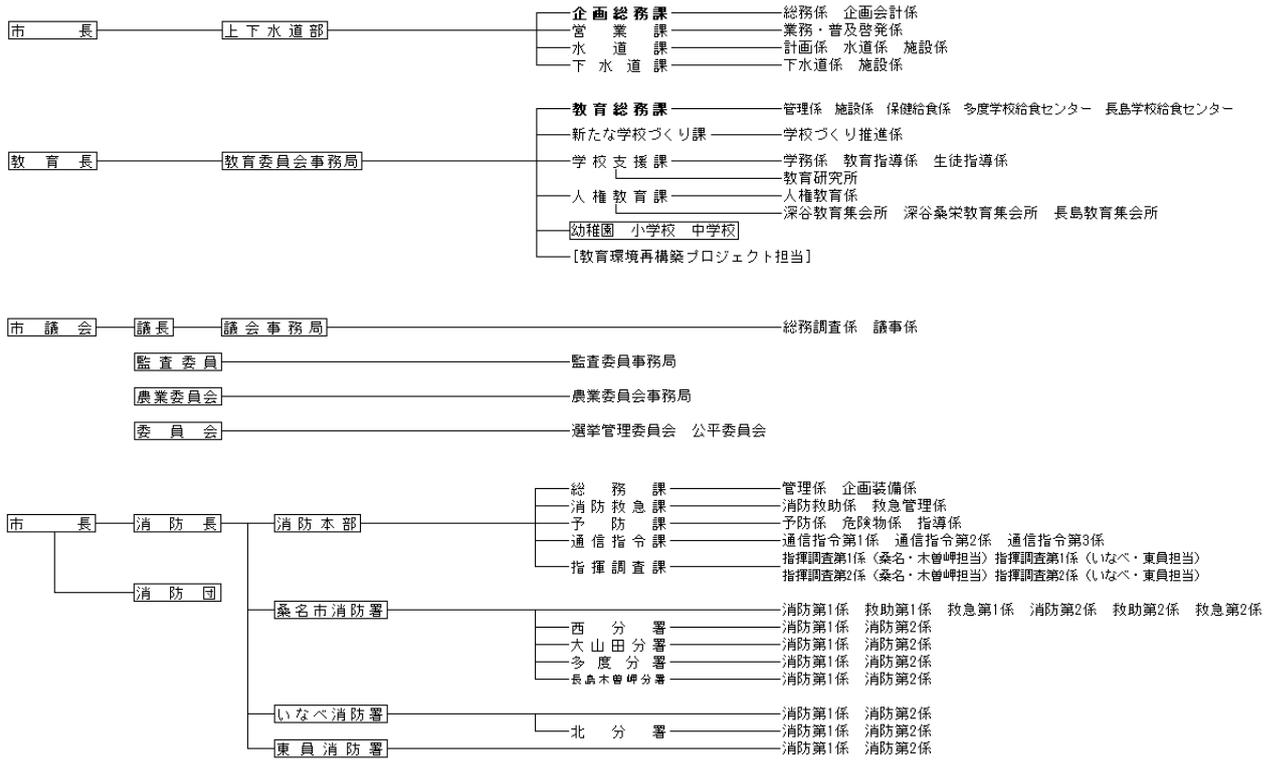
資料編

別表1 組織図 課等及び出先機関

行政機構

桑名市行政機構図 (R6年4月1日)





別表2 組織図 課等及び出先機関

桑名市省エネオフィスプラン 対象施設一覧

	施設名	備考	課等長又は施設代表
市長直轄	桑名市城南河川防災センター		防災・危機管理課長
	桑名市防災拠点施設		防災・危機管理課長
市長公室	博物館		博物館長
	石取会館		ブランド推進課長
	埋蔵文化財整理所		
	多度郷土館		
	六華苑		指定管理者
	七里の渡		ブランド推進課長
	柿安シティホール		柿安シティホール館長
総務部	本庁舎		総務課長
市民環境部	サテライトオフィス		サテライトオフィス室長
	人権センター		人権センター所長
	斎場「おりづるの森」		業務受託者
	深谷霊苑休憩所		環境対策課長
	清掃センター		清掃センター所長
市長部局	大山田地区市民センター	大山田まちづくり拠点施設を含む	大山田地区市民センター所長
	多度地区市民センター	多度まちづくり拠点施設を含む	多度地区市民センター所長
	長島地区市民センター	長島まちづくり拠点施設を含む	長島地区市民センター所長
	日進まちづくり拠点施設		日進まちづくり拠点施設所長
	精義まちづくり拠点施設		精義まちづくり拠点施設所長
	立教まちづくり拠点施設		立教まちづくり拠点施設所長
	城東まちづくり拠点施設	はまぐりプラザを含む	城東まちづくり拠点施設所長
	益世まちづくり拠点施設		益世まちづくり拠点施設所長
	修徳まちづくり拠点施設		修徳まちづくり拠点施設所長
	大成まちづくり拠点施設		大成まちづくり拠点施設所長
	大和まちづくり拠点施設		大和まちづくり拠点施設所長
	桑部まちづくり拠点施設		桑部まちづくり拠点施設所長
	在良まちづくり拠点施設		在良まちづくり拠点施設所長
	七和まちづくり拠点施設		七和まちづくり拠点施設所長
	久米まちづくり拠点施設		久米まちづくり拠点施設所長
	深谷まちづくり拠点施設		深谷まちづくり拠点施設所長
	城南まちづくり拠点施設		城南まちづくり拠点施設所長
	大山田まちづくり拠点施設	大山田地区市民センターを含む	大山田まちづくり拠点施設所長
	多度まちづくり拠点施設	多度地区市民センターを含む	多度まちづくり拠点施設所長
	長島まちづくり拠点施設		長島まちづくり拠点施設所長
	北部分館		
	伊曾島分館		
	伊曾島まちづくり拠点施設		伊曾島まちづくり拠点施設所長
	長島防災コミュニティセンター		
	新西方コミュニティセンター		
	東部多目的集会所		
	北部コミュニティセンター		
	多度陶芸館		
	松陰防災コミュニティセンター		
	長島駅前コミュニティセンター		

桑名市省エネオフィスプラン 対象施設一覧

		施設名	備考	課等長又は施設代表
市長部局	地域 コ ミ ニ ティ 局	くわなメディアライヴ	中央図書館を含む	くわなメディアライヴ事務局総合館長
		光精工コミュニティプラザ		大山田コミュニティプラザ館長
		スター21		スター21館長
		陽だまりの丘生涯学習交流センター「ぼかぼか」	子ども・子育て応援センターを含む	陽だまりの丘生涯学習交流センター「ぼかぼか」館長
		桑名市パブリックセクター		パブリックセンター長
		中央図書館	メディアライヴを含む	中央図書館長
		ふるさと多度文学館		ふるさと多度文学館長
		長島輪中図書館		長島輪中図書館長
		長島ふれあい学習館		ながしま遊館総合館長
		水郷テラス		ながしま遊館総合館長
		ヤマモリ体育館		ヤマモリ体育館館長
		NTN総合運動公園		NTN総合運動公園公園長
		長島B&G海洋センター		長島B&G海洋センター所長
		市民プール		ヤマモリ体育館館長
		立花公園テニスコート		ヤマモリ体育館館長
		長島運動公園	野球場・ソフトボール場を含む	長島B&G海洋センター所長
		長島運動公園野球場	長島運動公園を含む	長島B&G海洋センター所長
		長島運動公園ソフトボール場	長島運動公園を含む	長島B&G海洋センター所長
		九華公園野球場		ヤマモリ体育館館長
		北部野球場		ヤマモリ体育館館長
		深谷野球場		ヤマモリ体育館館長
		大山田第四公園ソフトボール場		ヤマモリ体育館館長
		星川公園運動広場		NTN総合運動公園公園長
		大山田第二公園運動広場		NTN総合運動公園公園長
		大和幼稚園		生涯学習・スポーツ課長
		多度体育センター		多度体育センター所長
		多度テニスコート		多度体育センター所長
		ノザキ製菓アイリスパーク球場	アイリスパークグラウンドを含む	多度体育センター所長
		ノザキ製菓アイリスパークグラウンド	アイリスパーク球場を含む	多度体育センター所長

桑名市省エネオフィスプラン 対象施設一覧

		施設名	備考	課等長又は施設代表	
市長部局	産業振興部	長島水辺のやすらぎパーク		観光課長	
		又木茶屋	利活用事業で委託中		
		住吉浦休憩施設		観光課長	
		はまぐりプラザ	城東まちづくり拠点施設を含む	指定管理者	
		下深谷排水機場		農林水産課長	
		桑深排水機場			
		今島排水機場			
		伊曾島水門			
		輪中の郷			輪中の郷館長
		脇江排水機場			農林水産課長
		戸津排水機場			
		野代排水機場			
		大鳥居排水機場			
		福永排水機場			
		旧七取排水機場			
		新七取排水機場			
		自然休養管理センター			
		横満蔵揚水機場			
		鎌ヶ地揚水機場			
		松蔭西排水機場			
		松蔭東排水機場			
		第2松蔭東排水機場			
		松蔭排水機場			
		第2松蔭西排水機場			
		千倉排水機場			
		大島(湛防)排水機場			
		新大島排水機場			
		第2長島排水機場			
		福豊排水機場			
		第2福豊排水機場			
		霞ヶ須排水機場			
		新千倉排水機場			
長良川用水ポンプ場					

桑名市省エネオフィスプラン 対象施設一覧

	施設名	備考	課等長又は施設代表	
市長部局	保健福祉部	深谷市民館		深谷市民館長
		深谷桑栄市民館		深谷桑栄市民館長
		桑名市応急診療所	ふれあいプラザに含む	
		総合福祉会館		(社福)桑名市社会福祉協議会に施設管理委託
		北部老人福祉センター		
		桑名福祉センター		
		多度すこやかセンター		
		長島デイサービスセンター		
		長島福祉健康センター		
	ヴィレッジセンター			
	子ども未来部	厚生館保育所		厚生館保育所長
		厚生館別館保育所		厚生館別館保育所長
		山崎乳児保育所		山崎乳児保育所長
		深谷保育所		深谷保育所長
		桑陽保育所		桑陽保育所長
		城東保育所		城東保育所長
		深谷北保育所		深谷北保育所長
		多度保育所		多度保育所長
		深谷児童センター		深谷児童センター館長
		深谷北児童センター		深谷北児童センター館長
		長島中部保育所	遊館に含む(プロパン以外)	長島中部保育所長
		ふれあいプラザ子育て憩いの広場		子ども未来課長
		子ども・子育て応援センター「キラキラ」		
		子ども・子育て応援センター「ぼかぼか」	陽だまりの丘生涯学習交流センターに含む	
		星見ヶ丘学童保育所	民間で	業務受託者
		久米学童保育所	民間で	
		大山田学童保育所	南・西・東小に含む	
		長島中部学童保育所	民間で	
		療育センター	休止中	
	都市整備部	桑名駅北自転車駐車場		指定管理者
大島水門			土木課長	
赤須賀水門				
伊勢湾台風記念館				
中町遊水池			アセットマネジメント課	
公園：市管理2011.12			指定管理者	
公園：指定管理2011.12				
桑名駅周辺整備事務所				桑名駅周辺整備事務所長

桑名市省エネオフィスプラン 対象施設一覧

		施設名	備考	課等長又は施設代表
市長部局	消防本部	消防本部		総務課長
		第1分団詰所(日進)		
		第2分団詰所(精義)		
		第3分団詰所(立教)		
		第4分団詰所(城東)		
		第5分団詰所(益世)		
		第6分団詰所(大成・大和)		
		第7分団詰所(修徳)		
		第8分団詰所(桑部)		
		第9分団詰所(在良)		
		第10分団詰所(七和)		
		第11分団詰所(深谷)		
		第12分団詰所(久米)		
		第13分団詰所(安永)		
		第13分団詰所(小貝須浜)		
		第14分団詰所(大山田)		
		第1分団詰所(又木)【長島地区】		
		第2分団詰所(殿名)【長島地区】		
		第3分団詰所(西川)【長島地区】		
		第4分団詰所(赤地)【長島地区】		
		第5分団詰所(松蔭)【長島地区】		
		第6分団詰所(小島)【長島地区】		
		第1分団詰所(小山)【多度地区】		
		第2分団詰所(下野代)【多度地区】		
		第3分団詰所(力尾)【多度地区】		
		第4分団詰所(古野)【多度地区】		
		第5分団詰所(香取)【多度地区】		
	西分署		西分署長	
	大山田分署		大山田分署長	
	多度分署		多度分署長	
	長島木曾岬分署		長島木曾岬分署長	
東員消防署		東員署長		
いなべ消防署		いなべ署長		
北分署		北分署長		

桑名市省エネオフィスプラン 対象施設一覧

	施設名	備考	課等長又は施設代表	
教育委員会	小学校	日進小学校	日進小学校長	
		精義小学校	精義小学校長	
		立教小学校	陽和幼稚園を含む	立教小学校長
		城東小学校		城東小学校長
		益世小学校		益世小学校長
		修徳小学校	光風幼稚園を含む	修徳小学校長
		大成小学校	成徳南幼稚園を含む	大成小学校長
		桑部小学校		桑部小学校長
		在良小学校	明正幼稚園を含む	在良小学校長
		七和小学校	正和北幼稚園を含む	七和小学校長
		久米小学校	正和南幼稚園を含む	久米小学校長
		深谷小学校	成徳北幼稚園を含む	深谷小学校長
		城南小学校		城南小学校長
		大和小学校		大和小学校長
		大山田東小学校		大山田東小学校長
		大山田西小学校		大山田西小学校長
		大山田南小学校		大山田南小学校長
		大山田北小学校	光陵幼稚園を含む	大山田北小学校長
		藤ヶ丘小学校	陵成幼稚園を含む	藤ヶ丘小学校長
		星見ヶ丘小学校		星見ヶ丘小学校長
		多度中小学校		多度中小学校長
		多度東小学校		多度東小学校長
		多度青葉小学校		多度青葉小学校長
		多度北小学校		多度北小学校長
		多度幼稚園	施設休園	多度幼稚園長
	長島北部小学校		長島北部小学校長	
	長島中部小学校		長島中部小学校長	
	長島幼稚園		長島中部第二幼稚園長	
	伊曾島小学校		伊曾島小学校長	
	中学校	成徳中学校		成徳中学校長
		明正中学校		明正中学校長
		光風中学校		光風中学校長
		陽和中学校		陽和中学校長
		正和中学校		正和中学校長
		陵成中学校		陵成中学校長
		光陵中学校		光陵中学校長
		多度中学校		多度中学校長
		長島中学校		長島中学校長
		給食	多度学校給食センター	
	長島学校給食センター			長島学校給食センター所長
		ふれあい教室		学校支援課長
		深谷教育集会所		深谷教育集会所長
		深谷桑栄教育集会所		深谷桑栄教育集会所長
		長島教育集会所		長島教育集会所長

桑名市省エネオフィスプラン 対象施設一覧

		施設名	備考	課等長又は 施設代表
上下水道部	桑名	播磨配水場		水道課長
		町屋第二水源		
		町屋水源地		
		松ノ木配水・加圧所		
		大山田東配水場		
		西方配水場		
		城南配水・減圧所		
		西部6号井		
		西部7・8号井		
		西部5号井		
		桑名南部水源地		
		南部2号井		
		南部3号井		
		桑名南部配水場		
		赤尾加圧所		
		額田1号井		
		額田2号井		
		大山田配水場		
		星見ヶ丘配水場		
		桑名西部水源地		
		赤尾配水場		
		七和配水場		
		桑名北部配水場		
		諸戸水道跡地		
	上野浄水場			
	多度	多度1・2号井		
		多度4号井		
		多度北部第2送水場		
		多度北部送水場		
		多度6号井		
		多度8号井		
		多度流量計室		
		多度7号井		
		多度中部送水場		
美鹿浄水場				
古野浄水場				
多度北部配水場				
小山配水場				
多度水道資材倉庫				
多度南部配水場				

桑名市省エネオフィスプラン 対象施設一覧

		施設名	備考	課等長又は施設代表	
上下水道部	長島	新所配水場		水道課長	
		白鷄配水場			
		長島導水ポンプ場			
		新所浄水場			
	水質測定器	嘉例川クリーンセンター内			
		九華公園内			
		古野地区浄化センター内			
		アイリスパークみぞの内			
		赤尾台ひがし公園内			
		旧多度西小学校内			
		多度町東部多目的集会所内			
		多度北地区浄化センター内			
		美鹿地区浄化センター内			
		平群沢ため池公園内			
	立田・太平地区汚水処理施設内				
	雨水	江場ポンプ場			下水道課長
		西別所ポンプ場			
		下深谷第1ポンプ場			
		下深谷第2ポンプ場			
		福島ポンプ場			
		城南ポンプ場			
		甚内ポンプ場			
		住吉ポンプ場			
		城之堀ポンプ場			
		香取ポンプ場(多度地区)			
	汚水	大山田汚水中継管理棟			
		マンホールポンプ(多度)			
		姫御前汚水中継ポンプ場			
南部汚水中継ポンプ場					
北部汚水中継ポンプ場					
長島浄化センター					
農集	マンホールポンプ(長島)				
	古野地区浄化センター(多度地区)				
	美鹿地区浄化センター(多度地区)				
	立田・太平地区汚水処理場				
		嘉例川クリーンセンター			

別表3 エネルギー使用量等報告書

年度エネルギー使用量等実績報告書

令和 年 月 日報告 記入者氏名： _____

課等名		■課または施設単独での数値を記入してください。 ■複数の施設がある場合は、それぞれ別ファイルを作成してください。 ※施設ごとに分けることが困難な場合や、同様の施設が複数ある場合等は環境政策課までご連絡ください。 ■シートを行列を削除したり追加したりしないでください。 ■使用量がないまたは0の場合は「0」とご記入ください（空白セルにしないこと）。
施設名		
床面積		

項目		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
エネルギー使用量	電気(昼間)	kWh													0
	電気(夜間)	kWh													0
	都市ガス	m ³													0
	プロパンガス(LPG)	m ³													0
	ガソリン(公用車)	L													0
	ガソリン(設備)	L													0
	軽油(公用車)	L													0
	軽油(設備)	L													0
	灯油	L													0
	A重油	L													0
	水道使用量	m ³													0
	用紙購入量	枚													0
	一般廃棄物排出量	kg													0
ガソリン車走行距離	普通・小型乗用車	km													0
	バス	km													0
	軽自動車	km													0
	普通貨物車	km													0
	小型貨物車	km													0
	軽貨物車	km													0
	特殊用途車	km													0
軽油車走行距離	普通・小型乗用車	km													0
	バス	km													0
	普通貨物車	km													0
	小型貨物車	km													0
	軽貨物車	km													0
特殊用途車	km													0	

別表4 環境配慮型イベント実施記録（対象：500人以上のイベント開催時）

環境配慮型イベント実施記録			課 等 名
イベント名	(新規・継続) (主催・共催)	参加者数	人
開催場所	実施期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)	

環境配慮要件	内 容 ●必須項目 ○努力項目	予定項目	取組項目	結果・成果・反省点
自然との共生	● イベント等の会場には、既存の施設を使用します			
	○ 会場施設の整備にあたっては、自然や生物の環境に配慮した工法を採用します			
	○ 植樹、魚の放流等を行う場合は生態系に配慮します			
	○ 排水、騒音、振動、照明の発生に際しては、環境配慮を優先します			
	○ その他 ()			
ごみ	● ごみは、桑名市のルールに従って分別します			
	● あまった印刷物などは、主催者が持ち帰り、資源化します			
	○ ごみ回収場所に指導員を配置します			
	○ ごみ処理のデモンストレーションを実施します			
	○ 会場内デポジット制度又は食器持ち込み方式を実施します			
	○ その他 ()			
交通	● 環境負荷の少ない交通手段による来場のお願いをポスターチラシ等の広報物に掲載します			
	● 駐車場内でのアイドリングストップを実施します			
	○ 公共交通機関を優先した来場経路の確保や交通規制を実施します			
	○ 主催者及び関係者の会場集合は公共交通機関の利用や乗り合わせを行います			
	○ その他 ()			

裏面も記入してください

環境配慮要件	内 容 ●必須項目 ○努力項目	計画項目	取組項目	結果・成果・反省点
省エネルギー・省資源	● 照明や空調の温度設定は、周囲の状況に応じて調整します			
	● 印刷物には、再生紙を使用します			
	○ イベントで使用する物品は、グリーン購入します			
	○ 展示パネル等は既存のものを活用します			
	○ チラシやポスターなどの印刷枚数を精査して、必要最小部数の作成をします			
	○ 複数イベントで共同して、PRチラシ・ポスターを作成します			
	○ その他 ()			
環境啓発	● 会場内では実施している環境配慮項目を来場者に分かりやすく説明します			
	○ ポスター・チラシ等に環境配慮項目を明記します			
	○ 環境に関心のある市民と一緒に環境啓発を企画立案します			
	○ 環境配慮の成果を来場者に分かりやすく示します			
	○ 会場一斉清掃を参加者全員でイベントとして実施します			
	○ 環境配慮についての参加者アンケートを実施します			
	○ その他 ()			
運営体制	● 実施計画、運営マニュアル等において環境配慮項目を明記します			
	● 主催スタッフ、ボランティア、出展者等への事前説明において、環境配慮の趣旨や内容を伝え、実施の徹底を求めます			
	○ 外部委託を行う場合は、委託業務の仕様書に環境配慮の項目を明記します			
	○ 環境配慮を担当するスタッフを選任し、企画段階から終了時までの環境配慮を進行管理します			
	○ 環境配慮に関心の高いNPO等の参画やアイデアを広く募ります			
	○ 環境配慮について、関係機関との十分な協議・連携を行います			
	○ 協賛スポンサー・出展者には、環境配慮に積極的な企業を優先して依頼します			
○ その他 ()				
その他の環境配慮内容				

※ イベント終了後、2週間以内に公開キャビネットに掲示し、事務局へ報告。

別表 5 公共工事に係る環境配慮事項集計表（対象：50 万円以上の工事実施時）

<h1 style="margin: 0;">公共工事に係る 環境配慮事項集計表</h1>	作成日	年	月	日	課等長	推進員
					課等名	

（半年ごとに集計し、11月と5月にキャビネットに掲示する）

工事完成件数	件	報告件数	件
--------	---	------	---

推進員は、下欄へ報告のあった件数を項目ごとに集計する

環境影響項目	環境配慮項目	環境配慮内容	達成できた (件)	ほぼ達成で きた(件)	徹底できな かった(件)	該当しない (件)
エネルギー消費	エネルギーの有効利用	省エネルギー型の工事機器の使用				
		作業時間の確認				
資源の枯渇	資源の使用削減 及び有効利用	熱帯木材型枠の使用量削減及びリユース 使用				
		再生資材等の使用				
大気汚染	排気ガス	重機類、車両等の不要アイドル、空ふか しの停止				
		良質燃料への転換				
		粉塵防止対策の実施				
		伐採樹木焼却処分の廃止				
水質汚濁	濁水地下水	沈砂池等による濁水の浄化				
		オイルフェンス、汚濁防止フェンスの設置				
		地下水脈への注意				
騒音、振動	騒音、振動 発生防止	仮設防音壁の設置				
		重機類、車両等の不要アイドル、空ふか しの停止				
		車両の安全速度厳守				
		作業時間の確認				
廃棄物	廃棄物の発生抑制、 減量化及びリサイクル 廃棄物の適正処理・ 処分	資材搬入量の計画的管理				
		余剰資材のリユース、型枠等の再使用				
		残土の再使用				
		伐採樹木の有効利用				
		建設廃棄物のリサイクル処理				
地球環境	CO ₂ 発生抑制による 地球温暖化防止	重機類・車両等の不要アイドル、空ふか しの停止				
自然環境	自然環境の保全	工事敷地境界へのロープ張り等境界の明 確化				
		不必要な樹木伐採の禁止				
		周辺環境の動植物の捕獲、採取の禁止				
		自然地の改変を最小限にとどめる				
合計件数			件	件	件	件

緊急時の連絡体 制の記載	有	件	建設リサイクル法 対象工事届出	対象工事件数	件
	無	件		届出件数	件

裏面へ続く

その他で環境に配慮した項目があれば具体的に記入してください。

工事名

環境配慮項目

達成できなかった項目について、その理由を具体的に記入してください。

工事名

未達成項目の理由

別表 6 フロン類漏えい量報告書（対象：業務用エアコン・冷蔵庫等を所有する所属）

桑名市フロン類の漏えい量の算定・報告書

令和 年 月 日

所属	
施設名	
定期検査日	令和 年 月 日
フロンの種類	

$$\left(\begin{array}{c} \text{充填量(kg)} \\ \text{機器整備時の回収量(kg)} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{地球温暖化係数} \end{array} \div 1,000$$

フロン類の算定漏えい量(t-CO₂)
0

※水色部分の数値を入力すると漏えい量が自動で計算されます。

※地球温暖化係数はフロン類の種類により異なります。

「フロン類地球温暖化係数一覧表」で確認の上、入力して下さい。

※該当する種類のフロンがない場合は地球温暖化係数は空欄。

- ・第一種特定製品からのフロンの漏えいについての報告
- ・第一種特定製品とは業務用の空調機器や冷蔵・冷凍機器でフロン類を冷媒としているもの
- ・報告内容は施設名、検査日、フロン類の種類、充填量、回収量、地球温暖化係数
- ・フロン類の漏えいは設備検査の際に検査業者からの報告で判明します

◆漏えい量が一定以上の場合は国への報告義務があります。